5　寄附の内訳
（個人分）
田村　裕子　600,000　鳥取市
（政治団体分）
耕々会　2,579,461　鳥取市
年間五万円以下のもの　4,616

淡交社長谷川政経調査会
報告年月日　23. 3.14（23. 2.28解散）
1　収入総額　0
2　支出総額　0

地域産業研究会
報告年月日　24. 1.27（23.12.31解散）
1　収入総額　15,823,626
　前年繰越額　10,437,626
　本年収入額　5,386,000
2　支出総額　15,823,626
3　本年収入の内訳
寄附　5,386,000
　個人分　4,882,000
　政治団体分　504,000
4　支出の内訳
経常経費　3,780
　事務所費　3,780
政治活動費　15,819,846
　組織活動費　100,000
　寄附・交付金　15,719,846
5　寄附の内訳
（個人分）
年間五万円以下のもの　4,882,000
（政治団体分）
沖縄県泡盛研究会　504,000　那覇市

東友クラブ
報告年月日　24. 1.27（23.12.31解散）
1　収入総額　14,674,402
　前年繰越額　11,464,402
　本年収入額　3,210,000
2　支出総額　14,674,402
3　本年収入の内訳
寄附　3,210,000
　個人分　3,210,000
4　支出の内訳
経常経費　12,600
　事務所費　12,600
政治活動費　14,661,802
　組織活動費　125,000
　寄附・交付金　14,536,802

5　寄附の内訳
（個人分）
福光松太郎　100,000　金沢市
年間五万円以下のもの　3,110,000

日本眼鏡政治連盟
報告年月日　24. 1.26（23.12.31解散）
1　収入総額　1,768,564
　前年繰越額　1,768,316
　本年収入額　248
2　支出総額　837,500
3　本年収入の内訳
その他の収入　248
　一件十万円未満のもの　248
4　支出の内訳
経常経費　464,680
　人件費　95,000
　事務所費　369,680
政治活動費　372,820
　組織活動費　372,820

日本総合政策協会
報告年月日　24. 1.17（23.12.20解散）
1　収入総額　0
2　支出総額　0

日本同和事業促進会全国連合会
報告年月日　24. 1.30（23.12.30解散）
1　収入総額　0
2　支出総額　0

日本を愛する会
報告年月日　24. 1.24（23.12.31解散）
1　収入総額　0
2　支出総額　0

冬柴鉄三後援会
報告年月日　24. 1.30（23.12.31解散）
1　収入総額　902,029
　前年繰越額　400,380
　本年収入額　501,649
2　支出総額　902,029
3　本年収入の内訳
寄附　500,000
　政治団体分　500,000
その他の収入　1,649
　一件十万円未満のもの　1,649
4　支出の内訳
経常経費　632,414
　人件費　315,345
　光熱水費　28,084
　備品・消耗品費　5,356
　事務所費　283,629
政治活動費　269,615
　組織活動費　129,054
　寄附・交付金　140,561
5　寄附の内訳
（政治団体分）
冬柴政経懇話会　500,000　尼崎市

雄志会（今泉　弘人）
報告年月日　24. 1.19（23.12.31解散）
1　収入総額　78,615
　前年繰越額　78,603
　本年収入額　12
2　支出総額　1,000
3　本年収入の内訳
その他の収入　12
　一件十万円未満のもの　12
4　支出の内訳
経常経費　1,000
　備品・消耗品費　1,000

友仁会
報告年月日　24. 1.16（23.12.30解散）
1　収入総額　0
2　支出総額　0

立匡会
国会議員関係政治団体の区分　法第十九条の七第一項第二号
公職の候補者の氏名　田名部匡省
公職の候補者に係る公職の種類　参議院議員
報告年月日　24. 1.31（23.12.28解散）
1　収入総額　90,406
　前年繰越額　90,406
2　支出総額　90,406
3　支出の内訳
経常経費　10,000
　事務所費　10,000
政治活動費　80,406
　寄附・交付金　80,406

○経済産業省告示第百三十一号

昭和五十四年通商産業省告示第四百七十八号（ガス消費機器設置工事監督者資格講習規程）、昭和五十四年通商産業省告示第五百二十四号（ガス消費機器設置工事監督者認定規程を定めた件）及び昭和五十七年通商産業省告示第三十九号（ガス消費機器設置工事監督者再講習規程）は、平成二十四年六月十四日限り廃止する。

平成二十四年五月三十一日　経済産業大臣　枝野　幸男

○経済産業省告示第百三十二号

昭和六十三年通商産業省告示第三百五十八号（電気工事士法及び電気工事業の業務の適正化に関する法律の一部を改正する法律附則第六条の規定に基づく自家用電気工作物の保安に関する講習を行う者）及び昭和六十三年通商産業省告示第四百九十九号（第一種電気工事士定期講習規程）は、平成二十四年六月十四日限り廃止する。

平成二十四年五月三十一日　経済産業大臣　枝野　幸男

○国土交通省告示第六百五十二号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年五月三十一日から三十日間国土交通省中部地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十四年五月三十一日　国土交通大臣　前田　武志

道路の区域	路線名	区間	後変更前	敷地の幅員	延長
				（メートル）	（メートル）
第一東海自動車道	第一東海自動車道	六御殿二番一市神山字大野原一九五六番から同市神山字掏ノ木一五番一まで	後	最大 三二	七五一
			前	最小 三二	